

愛媛県被災宅地危険度判定協議会規約

愛媛県被災宅地危険度判定協議会

(目的)

第1条 本会は、大規模な地震等により被災した宅地の危険度判定を行う被災宅地危険度判定を迅速かつ的確に実施するため、県と市町相互の連絡・支援体制など被災宅地危険度判定制度を整備することにより、被災時における住民の安全を確保することを目的とする。

(名称)

第2条 本会は、愛媛県被災宅地危険度判定協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(所管事務)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 被災宅地危険度判定の実施に関する事
- (2) 被災宅地危険度判定に使用する資機材の備蓄に関する事
- (3) 被災宅地危険度判定士の養成及び登録への協力に関する事
- (4) 調査、研究及び情報収集に関する事
- (5) 地元住民への周知に関する事
- (6) その他目的達成に必要な事項に関する事

(構成)

第4条 協議会は、愛媛県及び県内の市町で構成する。

2 協議会の委員は、被災宅地危険度判定の担当課長とする。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 幹事 6名

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときはその職務を代行する。

3 会長、副会長及び幹事は、総会においてこれを選任する。

(総会の招集等)

第6条 総会は委員をもって組織する。

2 総会は毎年度1回開催するほか、会長が必要に応じ招集する。

3 総会は、書面によって表決する総会とすることができる。

4 総会の議長は会長が務める。

(幹事会の招集等)

第7条 幹事会は会長、副会長及び幹事をもって組織する。

2 幹事会は、会長が必要に応じ招集する。

3 幹事会は、書面によって表決する幹事会とすることができる。

4 幹事会の議長は会長が務める。

(総会の権能)

第8条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 規約及び要綱の制定並びに改正
- (2) 事業計画

(3) その他協議会運営に関する重要な事項

(幹事会の権能)

第9条 幹事会は、次の事項を議決する。

(1) 総会に付すべき事項

(2) 総会で議決した事項の執行に関すること

(3) その他総会の議決を要しない協議会の運営に関する事項

(定足数及び議決の方法)

第10条 総会は委員の過半数、幹事会は役員数の過半数の出席により成立する。

2 総会の議事は出席委員の過半数、幹事会の議事は出席役員数の過半数の同意をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

3 書面によって表決する総会又は幹事会においては、表決した委員又は役員は、総会又は幹事会に出席したものとみなす。

(特別決議)

第11条 次の各号に掲げる事項に関する総会の議事は、前条第2項の規定にかかわらず、出席委員の3分の2以上の同意をもって決する。

(1) 規約及び要綱の制定並びに改正

(2) 協議会の解散

(事業年度)

第12条 協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第13条 協議会の事務局は、愛媛県土木部道路都市局都市計画課に置く。

(負担金)

第14条 委員は、協議会の運営に必要な費用として、別に定める負担金を協議会に納入することとする。

(その他)

第15条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

1 この規約は、平成16年2月19日から施行する。

2 この規約は、平成16年8月2日から施行する。

3 この規約は、平成16年12月8日から施行する。

4 この規約は、平成17年4月25日から施行する。

5 この規約は、平成17年9月7日から施行する。